

# ジュタドル FanClub 会員規約

ジュタドル本部（以下、本部）は、運営するジュタドル FanClub（以下、本制度）の会員規約（以下、本規約）を以下に定めます。

## 第1条 本クラブの目的

---

1. 本クラブは、会員皆様のご意見を基により良い製品作りとサービスを行い、会員の皆様に還元することを目的とします。

## 第2条 本規約の範囲及び、変更

---

1. 本規約は本制度の利用に関して、会員（第4条で定義）に適用されるものとします。
2. 本部は会員の事前承認を得ることなく、本部が適当と判断する方法で会員に通知またはジュタドル本部のホームページにて好評することにより、本規約を変更できるものとします。

## 第3条 本制度の利用

---

1. 会員は、本制度及び、本部が本制度において定めるルールに従い、本制度を利用するものとします。

## 第4条 会員

---

1. 会員とは、本規約に同意し、会員登録されている方をいいます。
2. 会員の中で、本部がカリキュラムを監修する【ジュタドル基礎スキル習得講座】を修了し、本部の定める手続に従って【ジュタドル スキル認定証】を発行された方を【スキル会員】といい、スキル会員以外を【一般会員】といいます。
3. 【スキル会員】はサロン（第7条-1で定義）に所属することができ、そのサロンの定めるルールに従い所属・活動することで該当する権利を使用することができるようになります。

## 第5条 ジュタドル スキル認定の取得について

---

1. 【ジュタドル スキル認定】の取得には、本部がカリキュラムを監修する【ジュタドル基礎スキル習得講座】の全課題を、講師権利をもった会員のもとで受講することが必要です。
2. 本部の定める審査基準に合格された方は、【ジュタドル スキル認定証】の発行申請をすることができます。

【ジュタドル スキル認定証】の発行には、5,000 円(税別)の認定料を申し受けます。

3. 【ジュタドール スキル認定】は、本部からの認定完了通知と「認定証」の送付をもって正式な認定とします。
4. 【ジュタドール スキル認定】後、希望者は公式サイトでの認定者一覧へ情報掲載することが可能です。

## 第6条 会員登録と変更の手続きについて

---

1. 18歳未満の方、過去に本規約違反をしたことなどにより会員登録の抹消などの処分を受けている事実が判明した方、あるいは入会申込書の記載に虚偽の事項が含まれている方、そのほか本部が運営上に支障をきたすと判断した場合は入会をお断りする場合があります。
2. 作家名での活動はして頂けますが、認定証の発行および会員登録は必ず本名で申請して下さい。
3. 本制度の会費は、年次(4月1日～3月31日)ごとに設定されます。また、9月以降に会員登録される場合は、半年分の会費となります。
4. 会員特典を利用するには会員の継続が必要です。継続は会費のお支払いを完了していることで確認されます。
5. 登録の氏名・住所・携帯電話番号・E-Mailアドレスに変更がある場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

## 第7条 オンラインサロンについて

---

1. 【スキル会員】は、サロンを発足し、または、所属することができるものとする。
2. ジュタドールを使用したあらゆる活動に対し、会員主体のオンラインサロン(以下、サロン)の発足を以下の条件で認め、そのサロンの目的や活動実績に対し必要な権限を与えます。
  - 参加希望者が3名以上集まり、その中から管理役または進行役(以下、サロン代表)を定めたグループであること
  - サロン初期のサロン代表は発起人自らが立つこととし、サロン規約の他、必要な資料作成などの業務を行うこと
  - 個人の利益を守るサロングループではなく、参加者および会員の他、ジュタドールの発展につながる活動を行うサロングループであること
  - サロン代表は本部との連携を密にとり、会員全体または一般ユーザーに向けて活動内容を明らかにすること
  - 活動内容は公式サイトなどを使用して継続した発信を行うこと
  - 定期的なミーティングを行い、話し合いの記録を残しておくこと
  - 活動が類似するグループが他に無いこと
3. 【スキル会員】から発足の希望を受けた後、本部より会員に向け参加希望をつのるものとします。
4. 参加費はサロンごとに設定されます。
5. 発足したサロンごとに規約を定め公開するものとし、サロン代表と本部とで管理を行い運用します。サロンの規約はサロン内での話し合いにより更新できるものとします。ただし、更新した規約内容について、本部の承認を得ることが必要です。更新後の規約の効力は、本部の承認後に発生します。

会員や他サロンに影響が及ぶ内容の場合は、承認されない場合があります。

6. サロン代表が定まらない場合は、予告なしに解散となる場合があります。
7. 現在活動中のサロンについてのお問い合わせ、またはお申込みはジュタドール本部までお願いします。

## 第8条 著作権・商標について

---

### 1. テキストや画像の使用について

いかなる場合においても、本部が発行する公式サイトやテキストのコンテンツ(デザイン、図画、文書、音声、映像、Web 構造、プログラム等)(以下「コンテンツ」)に関する著作権は、ジュタドール本部に帰属します。目的の如何を問わず、コンテンツの無断複製、無断転載、その他二次利用行為は国内及び国外の著作権法により禁止されております。内容またその一部を、無断転載することも禁止です。

これら禁止行為を発見した場合、法的措置をとる場合があります。

コンテンツの使用許諾に関するお申し込みやお問い合わせは、ジュタドール本部までお願いします。

### 2. 公式ロゴの使用

ジュタドールのロゴを使ったチラシを作成し使用する場合は、事前に内容の承諾を本部から得るものとします。公式ロゴは指定の書式以外で使用できません。

公式ロゴを許諾なく使用した場合は、相当の使用料をお支払い頂きます。

### 3. クレーム・請求について

会員の制作物や会員の企画したワークショップに関する一切のクレーム・請求について、本部は対応できかねます。

## 第9条 商品の販売について

---

1. ジュタドール関連商材を、WEB上での販売することは原則禁止です。
2. ジュタドール関連商材の、転売行為は原則禁止です。

## 第10条 商材・教材の購入について

---

1. 会員は本部の運営するショップで、ジュタドール全商品を会員価格でご購入いただけます。  
詳しくはジュタドール公式サイト(<https://love-jetadore.com/>)をご確認ください。

## 第11条 禁止事項

---

1. 会員として有する権利を第三者に譲渡、売買する行為
2. 他の会員、ジュタドール本部及び本制度の不利益となる行為、名誉を傷つける等の行為、その他本制度の運営を妨げる一切の行為

### 3. 本規約に違反する行為

上記の禁止事項を行った場合は強制的に退会、登録抹消となる場合があります。

## 第12条 休会、復会について

---

1. 会費のお支払いが無い場合は、休会期間中とみなします。
2. 休会期間中は、特典を受けることが出来ません。
3. 休会者が復会を希望する場合は、再開時に会員番号をお知らせください。いつからでも復会していただけます。2019年3月以前に【ジュタドールスキル認定】を取得し、休会・退会をされた方もその対象となります。会費のお支払い完了が本部で確認できた時点で復会となります。

## 第13条 個人情報の取り扱いについて

---

1. 本部は、お客様からご提示いただいた氏名、住所、電話番号、性別その他のお客様個人に関わる情報(個人情報)は、お客様へ適した商品やサービス及び、会報誌・ダイレクトメール等による各種情報のご提供のために利用させていただき、お客様の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

## 第14条 免責事項について

---

1. 本規約は内容の見直し・変更がある場合がございます。更新の際には必ず最新の会員規約のご確認をお願いいたします。

発行 ジュタドール本部  
代表 豊田真琴  
E-Mail: support@love-jetadore.com

施行 2019年4月